

町民税・府民税 特別徴収税額の納期の特例に関する承認の取消申請書

令和 年 月 日 精華町長 様	特別徴収義務者 給与支払者	所在地	〒	特別徴収義務者	指定番号	5						
		フリガナ		担当者連絡先	係名							
		名称			氏名							
		法人番号			電話番号							
		代表者氏名			印							
<p>地方税法第321条の5の2及び同法施行令第48条の9の10（政令第48条の17において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収税額の納期の特例について承認の取消しを届出いたします。</p>												
給与の支払いを受けるものが 常時10人未満でなくなった事実			事実の発生年月日 令和____年____月____日 給与の支払いを受ける者 ____人									
その他参考となるべき事項												

地方税法(昭和25年法律第226号)【抜粋】

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第321条の5の2 第321条の4の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」という。)につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与について前条第1項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに当該市町村に納入することができる。前条第2項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

地方税法施行令【抜粋】

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第48条の9の10 法第321条の5の2第1項の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなつた場合には、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を当該事務所等の所在地の市町村長に提出しなければならない。